

熊本県公報

号外 第 16 号の 5
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則(農産課) 1
- 熊本県農業協同組合検査規則を廃止する規則(団体支援総室) 2

告 示

- 熊本県森林組合検査要項等の廃止(団体支援総室) 2

訓 令

- 熊本県農林水産業協同組合等検査規程(団体支援総室) 2

登 載 依 頼

- 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程(企業局総務課) 6
- 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程(企業局総務課) 6
- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(") 11
- 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(企業局工務課) 14
- 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程(企業局経営課) 15

規 則

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 24 号

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則
熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則(昭和 28 年熊本県規則第 6 号)の一部を
次のように改正する。
第 2 条第 2 項各号列記以外の部分中「吏員」を「職員」に改め、同項第 2 号及び第 3 号
中「技術吏員」を「職員」に改める。
別記第 1 号様式を次のように改める。

	シリアル			
	第 号	年 月 日交付		(表 面)
		氏 名		
	主要農作物種子法第 4 条の規定によるほ場審査及び生産物審査を 行う審査員の証			
	熊 本 県 印			

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)抜粋

第四条 指定種子生産ほ場の経営者(以下「指定種子生産者」という。)は、その経営する指定種子生産ほ場についてはほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 ほ場審査及び生産物審査(以下本条において「審査」という。)は、指定種子生産者の請求によって行う。

4 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員に、審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、農林水産大臣が定める基準に準拠して都道府県が定める。

6 前項の農林水産大臣が定める基準は、主要農作物の優良な種子として具備すべき最低限度の品質を確保することを旨として定める。

7 第四項の規定により、審査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(裏 面) ※サイズは(裏面)と同じ

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県農業協同組合検査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 25 号

熊本県農業協同組合検査規則を廃止する規則

熊本県農業協同組合検査規則（昭和 42 年熊本県規則第 21 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 315 号の 5

次に掲げる要項及び規程は、平成 19 年 4 月 1 日から廃止する。

(1) 熊本県森林組合検査要項（平成 11 年熊本県告示第 414 号）

(2) 熊本県水産業協同組合検査規程（平成 5 年熊本県告示第 996 号）

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

訓 令

熊本県訓令第 5 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県農林水産業協同組合等検査規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農林水産業協同組合等検査規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 94 条、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 111 条及び水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 123 条の規定に基づき組合等に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において「組合等」とは、次に掲げる者の総称をいう。

(1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び農業協同組合中央会

(2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会

(3) 漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合

(4) 農業協同組合法第 11 条の 9 第 1 項第 4 号に規定する共済代理店並びに同法第 93

条第 2 項に規定する子会社等及び信用事業受託者

(5) 森林組合法第 110 条第 3 項に規定する子会社

(6) 水産業協同組合法第 122 条第 2 項に規定する子法人等及び信用事業受託者

（検査の目的）

第 3 条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって組合等の正常な事業運営を促進し、農林水産業の健全な発達に資することを目的とする。

（検査権の行使）

第 4 条 検査は、知事が命じた職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。ただし、必要に応じ、検査員でない職員を検査員の補助員として検査に従事させることができる。

（検査事項）

第 5 条 検査は、次の事項について行う。

(1) 業務運営の状況

(2) 資産及び負債並びに損益の状況

（検査の方法）

第 6 条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に関係のある場所について実地検査の方法により行う。ただし、必要があると認められるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電

- 子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)につき検査を行うことができる。
- 2 検査員は、十分な注意をもって検査を行い、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 3 検査員は、組合等の内部統制組織の信頼性の程度を勘案して、試査の範囲を合理的に決定しなければならない。
- 4 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な基礎を得るまで、検査を実施しなければならない。
(検査基準日及び検査の範囲)
- 第7条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。
- 2 検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。
(無通告検査の原則)
- 第8条 検査は、あらかじめ通告をしないで行う。ただし、知事が特に指示した場合は、この限りでない。
(検査通知書の交付及び検査員証の携行)
- 第9条 検査員は、検査に際して、理事(組合等が解散した場合にあっては、清算人)その他の責任者(以下「理事等」という。)に対して、当該検査に係る検査通知書を交付するとともに、熊本県農林水産業協同組合等検査員証(別記様式)を携行しなければならない。
(執務時間内検査の原則)
- 第10条 検査は、被検査組合等の執務時間内に行う。ただし、現物検査その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。
(検査の立会い)
- 第11条 検査員は、検査に当たって、1人以上の理事等の立会いを得て行わなければならない。
- 2 検査員は、検査に当たって、監事又は監査役(以下「監事等」という。)の立会いを求めなければならない。ただし、監事等又はこれに代わる者を置いていない信用事業受託者又は共済代理店については、この限りでない。
(私物検査の制限)
- 第12条 検査員は、理事等、監事等及び使用人(以下「役員等」という。)の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要があると認められる場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。
(取引先その他の照査)
- 第13条 検査員は、検査上特に必要があると認められる場合においては、組合員、退職した理事等若しくは使用人その他の関係者又は組合等の取引先(出資先を含む。)に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めなければならない。
(被検査組合等に対する配慮)
- 第14条 検査員は、検査に当たって、組合等の業務の執行に支障のないようにするとともに、組合等に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。
(品位の保持等)
- 第15条 検査員は、検査に当たって、常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るように努めなければならない。
(意見の聴取)
- 第16条 検査員は、検査を終了するに際して、検査によって明らかとなった事項について、役員等から意見を聴取するようにしなければならない。
(検査講評)
- 第17条 検査員は、被検査組合等に係るすべての理事等に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があると認められるときは、講評の時期を変更し、又は一部の理事等に対して講評を行うことができる。
(検査結果の報告)
- 第18条 検査員は、検査終了後、速やかに被検査組合等の概要、検証事項、検査結果、意見等を記載した報告書を作成して、知事に提出しなければならない。
(検査書の作成及び交付)
- 第19条 検査の結果、知事が改善の必要があると認める指摘事項については、検査書により被検査組合等に速やかに交付するものとする。
(検査の拒否等に対する措置)
- 第20条 検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、検査員は直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。
(秘密の保持)
- 第21条 検査員及び補助員は、検査に当たって知ることのできた秘密を漏らしてはならぬ

い。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式（第 9 条関係）

表

第 号	熊本県農林水産業協同組合等検査員証
氏 名 発行年月日 年 月 日	写 真
上記の者は、農業協同組合法第 9 4 条、森林組合法第 1 1 1 条及び水産業協同組合法第 1 2 3 条の規定に基づき検査に従事する検査員であることを証明する。	
熊本県知事	印

裏

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）
 （業務又は会計の状況の検査）
 第九十四条 1 及び 2 【略】
 3 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
 4 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合、都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合又は中央会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。
 5 行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。
 6 【略】

森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）（抄）
 （業務又は会計の状況の検査）
 第一百一条 1 及び 2 【略】
 3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第一百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。
 4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。
 5 行政庁は、前各項の規定により組合（生産森林組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その組合の子会社等の業務又は会計の状況を検査することができる。
 6 【略】

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）
 （業務又は会計状況の検査）
 第二百三十三条 1 及び 2 【略】
 3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第九十条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。
 4 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。
 5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等又は信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。
 6 【略】

（本証明書に関する取扱注意事項）
 1 検査時には必ず携行しなければならない。
 2 他人に貸与又は譲渡してはならない。
 3 職を離れるときは、直ちに発行者に返納しなければならない。
 4 紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第 3 号

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員の職の設置に関する規程（昭和 40 年熊本県公営企業管理規程第 4 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「職員の職」に、同条中「吏員」を「職員（技能労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される職員をいう。第 4 項において同じ。）及び次条に規定する職の職員を除く。）」に改め、同条第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 技能労務職員の職として技師の職を置く。

5 前項に定める技師の職の職員は、上司の命を受け、業務に従事する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、同条第 1 項中「前 2 条の職の外」を「前条に規定する職のほか」に改める。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条関係）

臨時一般行政補助員
臨時技能補助員
臨時労務補助員

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに事務吏員又は技術吏員であり、施行日において管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員（以下「企業職員」という。）である者は、施行日において職員として任命されたものとし、別に辞令の発せられない限り、現に命ぜられている職を命ぜられ、現に勤務している所属に勤務を命ぜられたものとする。

3 この規程の施行日の前日までに技師の職にあり、施行日において企業職員である者（吏員を除く。）は、施行日において職員に任命されたものとし、別に辞令の発せられない限り、技師を命ぜられ、現に勤務している所属に勤務を命ぜられ、現に命ぜられている業務を命ぜられたものとする。

4 この規程の施行日の前日までに次の表左欄に掲げる職にあり、施行日において企業職員である者は、施行日において職員に任命されたものとし、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもってそれぞれ同表右欄に掲げる職を命ぜられ、現に勤務している所属に勤務を命ぜられたものとする。

臨時事務補助員	臨時一般行政補助員
臨時技術補助員	
臨時技能補助員	臨時技能補助員
臨時労務補助員	臨時労務補助員

熊本県公営企業管理規程第 4 号

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程
熊本県企業局組織規程（昭和 40 年公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 号中「管理者」を「管理者（地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）」に改める。

第 6 条第 1 号中「総務課」を「総務経営課」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を第 2 号とする。

第 9 条第 1 項中「総務課」を「総務経営課」に改め、経営課第 1 号から第 12 号までを総務経営課第 28 号から第 39 号とし、「経営課」を削る。

第 37 条中「外」を「ほか」に改める。

別表第 2 管理者の決裁事項欄第 11 項中「吏員相当職以上の者」を「職員（局長の専決事項第 9 項に規定する技能労務職員を除く。）」に改め、同表局長の専決事項欄第 8 項中「吏員相当職以上の者」を「職員（第 9 項に規定する技能労務職員を除く。）」に改め、同欄第 9 項中「吏員相当職以外の者」を「技能労務職員（地方公務員法第 57 条に規定する単純な

労務に雇用される職員をいう。）」に改め、同欄第 23 項中「資産の取得」を「固定資産の取得」に改め、同欄第 25 項及び第 26 項中「総務課長及び経営課長」を「総務経営課長」に改め、同欄第 27 項及び第 28 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同欄第 49 項を第 50 項とし、第 48 項の次に次の 1 項を加える。

- 49 資金計画の策定に関すること。
別表第 2 の 2 を次のように改める。
別表第 2 の 2 (第 12 条関係)

<p>各課長の共通専決事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員の担当事務の決定に関すること。 2 課長補佐級以下の所属職員の旅行命令及び当該旅行に係る復命に関すること。 3 所掌事務にかかる関係者への旅行依頼に関すること。 4 課長補佐級以下の所属職員の服務に関すること。 5 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 6 主管事務に係る軽易な契約に関すること。 7 軽易な通知、照会、回答、報告、申請、その他往復文書に関すること。 8 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。 9 主管事務に係る 2,000 万円未満の測量、調査、試験及び設計の委託（発電総合管理所長及びダム管理事務所長の専決に該当するものを除く。）の施行及び予定価格の決定並びに指名競争入札参加者の決定に関すること。 10 主管事務に係る設計高 1,000 万円未満の測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託（発電総合管理所長及びダム管理事務所長の設計に該当するものを除く。）の施行及び予定価格の決定並びにこれに係る指名競争入札の参加者の決定に関すること。 11 熊本県情報公開条例第 11 条から第 15 条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。 12 熊本県情報公開条例附則第 7 項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。 13 熊本県個人情報保護条例第 19 条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関すること。 14 熊本県個人情報保護条例第 25 条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関すること。 15 熊本県個人情報保護条例第 25 条の 7 の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定等に関すること。 16 所掌事務に関する文書の閲覧及び写しの交付に関すること。 17 定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。
<p>総務経営課長の専決事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の身分証明に関すること。 2 臨時的任用職員の任免に関すること。 3 地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定による育児休業の承認及び第 3 条の規定による期間の延長を承認すること。 4 扶養親族に係る届出の処理に関すること。

	<ol style="list-style-type: none"> 5 通勤手当、住居手当、単身赴任手当、準特地手当及び管理職特別手当の決定に関する事 6 退職手当の支給に関する事 7 職員の保健体育事業を実施する事 8 50 万円未満の予算の流用及び趣旨変更に関する事 9 20 万円未満の予備費の充用に関する事 10 200 万円未満の固定資産の取得、管理及び処分に関する事 11 登記及び供託に関する事 12 200 万円未満の補償に関する事 13 工業用水道の使用届又は廃止届の受理に関する事 14 工業用水の毎月の使用水量の決定及び使用者に対する使用水量の通知に関する事 15 工業用水受水方法の改善その他必要な措置に関する事 16 工業用水の水質基準に関する事 17 有料駐車場の利用の承認、契約の締結、許可、取り消し等、及び必要な措置（補償を除く。）に関する事 18 設計高 5,000 万円未満の工事並びに 2,000 万円未満の測量、調査、試験及び設計（発電総合管理所及びダム管理事務所で施行するものを除く。）に係る指名競争入札参加者の決定に関する事 19 2 億円未満の支出負担行為（工事の請負に限る。）に関する事 20 2,000 万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託に限る。）に関する事 21 1,000 万円未満の支出負担行為（測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）に関する事 22 1,000 万円未満の支出負担行為（予備品、貯蔵品及び工事材料の購入に限る。）に関する事 23 200 万円未満の支出負担行為（前 4 項に掲げるものを除く。）に関する事 24 収納に関する事 25 出納金融機関等に対する検査に関する事 26 資金計画に基づく資金管理に関する事 27 主管事務に係る支出命令に関する事 28 主管事務に係る収入に関する事
工務課長の専決事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計高 1 億円未満の工事（発電総合管理所長及びダム管理事務所長の専決に該当するものを除く。以下、各号において同じ。）の施行及び予定価格の決定に関する事 2 設計高 2 億円未満の工事設計変更額が 5,000 万円未満の工事設計変更に関する事。ただし、設計変更により工事金額が 2 億円以上になるものを除く。

	3 設計高 1 億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。 4 電気工作物の保安業務の基本方針に関すること。 5 工業用水道給水施設の工事検査に関すること。 6 工業用水道の量水器の検査及び封印に関すること。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる課(室)に勤務している者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる課(室)に勤務を命ぜられたものとする。

旧	新
総務課	総務経営課
総務課荒瀬ダム対策室	総務経営課荒瀬ダム対策室
経営課	総務経営課

(熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程の一部改正)

- 3 熊本県企業局荒瀬ダム対策室設置規程(平成 15 年公営企業管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企業局総務課」を「企業局総務経営課」に改める。

第 4 条第 1 項中「企業局総務課長」を「企業局総務経営課長」に改める。

第 5 条第 1 項前段中「第 10 条本文の例による。」を「第 12 条本文の例による。」に改め、同項後段中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 6 条中「企業局総務課」を「企業局総務経営課」に改める。

(熊本県企業局文書規程の一部改正)

- 4 熊本県企業局文書規程(昭和 29 年電気事業管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 の見出し「(総務課長の職務)」を「(総務経営課長の職務)」に改め、同条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 1 条の 6 第 3 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 2 条第 1 項第 2 号中「本庁総務課備付」を「本庁総務経営課備付」に改め、同条第 3 項中「
 総務課 熊企総
 経営課 熊企経
 」を「
 総務経営課 熊企総
 」に改める。

第 3 条第 3 号中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 4 条第 1 項中「総務課」を「総務経営課」に改め、同条第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 5 条第 1 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同条第 2 項中「総務課」を「総務経営課」に改め、同条第 3 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項、同条第 2 項、同条第 4 項、第 8 条第 1 項及び第 12 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改め、同条第 3 項中「総務課備付け」を「総務経営課備付け」に改める。

第 14 条第 1 項及び第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 18 条第 1 項中「総務課」を「総務経営課」に改め、同条第 6 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 20 条第 4 項、第 22 条第 2 項及び同条第 5 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 25 条中「総務課」を「総務経営課」に改め、「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 26 条の 2 第 3 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 29 条の表の中欄中「総務課」を「総務経営課」に改める。

(熊本県企業局公印規程の一部改正)

- 5 熊本県企業局公印規程(昭和 29 年電気事業管理規程第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

第 5 条第 3 項中「白紙、白券等」を「白紙及び白券」に改める。

第 6 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。

別表第 1 (第 2 条関係)を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

公印の種類	個数	寸 法 (ミリメートル)	保管する機関
熊本県知事印	1	方 27	総務経営課
熊本県企業局印	1	" 30	総務経営課
熊本県企業局長印	1	" 23	総務経営課
熊本県企業局課長印	2	" 21	総務経営課 工務課
熊本県企業局発電総合管理所印	1	" 21	発電総合管理所
熊本県企業局発電総合管理所長印	1	" 21	発電総合管理所
熊本県都呂々ダム管理事務所印	1	" 21	都呂々ダム管理事務所
熊本県都呂々ダム管理事務所長印	1	" 21	都呂々ダム管理事務所
熊本県企業局金銭出納員印	1	" 21	総務経営課
熊本県企業局物品出納員印	1	" 21	総務経営課
熊本県企業局分任出納員印	2	" 18	発電総合管理所 都呂々ダム管理事務所
熊本県企業局副金銭出納員印	1	" 18	総務経営課
熊本県企業局副物品出納員印	1	" 18	総務経営課
熊本県企業局副分任出納員印	2	" 18	発電総合管理所 都呂々ダム管理事務所

別表第 2 (第 2 条関係) 中

熊 本 県
企 業 局
総 務 課
長 印

を

熊 本 県
企 業 局
総 務 経 営
課 長 印

に改め、

熊 本 県
企 業 局
経 営 課
長 印

を削る。

(熊本県企業局職員被服貸与規程の一部改正)

6 熊本県企業局職員被服貸与規程(昭和 29 年電気事業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「総務課長」を「総務経営課長」に、「事業所」を「出先機関」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 発電総合管理所又は都呂々ダム管理事務所に勤務する職員に貸与する被服類(第 3 条、第 10 条関係)

被貸与者	貸与品名	数量	貸与期間	備考
所長	作業服(上下)	1 着	1 年	
	開きんシャツ	1 着	1 年	
	作業帽	1 個	2 年	
	作業靴	1 足	1 年	
	防寒着	1 着	5 年	
	ヘルメット	1 個	3 年	
	ゴム長靴	1 足	5 年	
	雨ガッパ	1 着	5 年	
	技術職員	作業服(上下)	2 着	1 年
開きんシャツ(半袖又は長袖から選択)		2 着	1 年	
作業帽		1 個	1 年	
作業靴		2 足	1 年	
防寒着		1 着	5 年	
ヘルメット		1 個	3 年	
ゴム長靴		1 足	5 年	
雨ガッパ		1 着	5 年	
女子事務職員	作業靴	1 足	2 年	

備考

- 1 新規採用職員については、現場配置と同時に被服を 2 年分（防寒着を除く。）貸与し、3 年目から規定どおり貸与する。
ただし、作業服（上下）1 着、開きんシャツ 2 着（半袖又は長袖から選択）を 2 年目に支給する。
- 2 安全靴（長、短）は、所内備付けとし、異動の際は持ち回るものとする。
安全靴については、長、短各 3 足分を予算措置する。
別表第 2 を次のように改める。
別表第 2 本庁に勤務する職員に貸与する被服類（第 3 条、第 10 条関係）

被貸与者	貸与品名	数量	貸与期間	備考
工務課の技術職員、総務経営課の補償及び財産管理担当職員	作業服（上下）	1 着	2 年	
	作業帽	1 個	2 年	
	作業靴	1 足	2 年	
	防寒着	1 着	5 年	
	ゴム長靴	1 足	5 年	
	雨ガッパ	1 着	5 年	

- 7 (熊本県企業局公舎貸与規程の一部改正)
熊本県企業局公舎貸与規程（昭和 39 年電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。
(熊本県企業局職員住宅管理規程の一部改正)
- 8 熊本県企業局職員住宅管理規程（昭和 42 年公営企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条及び第 8 条中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。
(熊本県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正)
- 9 熊本県企業局職員安全衛生管理規程（平成 3 年公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 4 項、第 8 条第 2 項、第 21 条及び第 22 条第 1 項中「総務課長」を「総務経営課長」に改める。
(熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部改正)
- 10 熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成 18 年公営企業管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。
本則後段中「総務課、経営課、工務課、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所」を「総務経営課、工務課、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所」に改める。

熊本県公営企業管理規程第 5 号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
- 第 1 条 熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和 41 年公営企業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条を次のように改める。
(管理職手当)
 - 第 3 条 条例第 4 条に規定する職は、別表第 1 に掲げる職とする。
 - 2 別表第 1 に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の管理職手当を支給する職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。
 - 3 第 1 項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第 2 項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第 1 の 2 の手当額欄に定める額とする。
第 3 条の 2 前段を「条例第 12 条の 2 に規定する手当の額は、別表第 1 に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。」に改め、同条第 1 号中「100 分の 25」を「1 種」に、「100 分の 23」を「2 種」に、「100 分の 20」を「3 種」に、「100 分の 18」を「4 種」に、「100 分の 16」を「5 種」に、「100 分の 14」を「6 種」に、「100 分の 12」を「7 種」に改める。
第 5 条を次のように改める。
(発電業務手当)
 - 第 5 条 発電業務手当は、発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術の職員若しくは業手の職員が、次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。
(1) 発電総合管理所における運転監視制御業務
(2) ダムの放流（洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。）、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備（高電圧のものを除く。）

- に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務
- (3) 洪水警戒体制（予備警戒時の放流業務を含む。）に伴う業務又は高電圧機器設備に近接して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務
 - (4) 地上若しくは水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所（阿蘇車帰風力発電所を除く。）又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 2 号に該当する業務
 - (5) 地上若しくは水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所（阿蘇車帰風力発電所を除く。）又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 3 号に該当する業務
 - (6) 地上若しくは水面上 20 メートル以上の足場の不安定な箇所、阿蘇車帰風力発電所における地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所、水路隧道内又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 2 号に該当する業務
 - (7) 地上若しくは水面上 20 メートル以上の足場の不安定な箇所、阿蘇車帰風力発電所における地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所、水路隧道内又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 3 号に該当する業務
 - (8) 阿蘇車帰風力発電所における地上 30 メートル以上の足場の不安定な箇所又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 2 号に該当する業務
 - (9) 阿蘇車帰風力発電所における地上 30 メートル以上の足場の不安定な箇所又は管理者が同程度と認める危険及び不快な状態で行う第 3 号に該当する業務
 - (10) 運転課長、施設一課長、施設二課長、施設三課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が行う第 3 号に該当する洪水警戒体制に伴う業務
- 2 発電業務手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる業務 750 円
 - (2) 前項第 2 号に掲げる業務 900 円
 - (3) 前項第 3 号に掲げる業務 1200 円
 - (4) 前項第 4 号に掲げる業務 第 2 号に定める額に 220 円を加算した額
 - (5) 前項第 5 号に掲げる業務 第 3 号に定める額に 220 円を加算した額
 - (6) 前項第 6 号に掲げる業務 第 2 号に定める額に 320 円を加算した額
 - (7) 前項第 7 号に掲げる業務 第 3 号に定める額に 320 円を加算した額
 - (8) 前項第 8 号に掲げる業務 第 2 号に定める額に 440 円を加算した額
 - (9) 前項第 9 号に掲げる業務 第 3 号に定める額に 440 円を加算した額
 - (10) 前項第 10 号に掲げる業務 第 3 号に定める額に 320 円を加算した額
- 3 同一の日において、第 1 項第 1 号から第 10 号までの業務に従事する職員が、種類を異にする業務に従事した場合は、当該業務に係る手当の額のうち、最も高い手当の額を支給する。
- 第 8 条の 2 を次のように改める。
 第 8 条の 2 削除
 別表第 1 を次のように改める。
 別表第 1（第 3 条関係）

管理職手当を支給する職	区 分
局長	1 種
総括審議員	2 種
次長	3 種
技師長 首席企業審議員	4 種
本庁の課長 発電総合管理所の所長	5 種
政策調整審議員 企業審議員	6 種
都呂々ダム管理事務所の所長 発電総合管理所の次長	7 種

別表第 1 の次に次の表を加える。
 別表第 1 の 2（第 3 条関係）

職務の級	区 分	手当額
9 級	1 種	130,300 円
	2 種	120,200 円
8 級	3 種	94,000 円
	4 種	85,700 円
7 級	3 種	88,500 円

	4 種	80,700 円
	5 種	71,700 円
	6 種	62,800 円
6 級	4 種	75,400 円
	5 種	67,000 円
	6 種	58,600 円
	7 種	50,300 円
5 級	7 種	47,600 円

別表第 2 中「別表第 2（第 8 条の 3 関係）」を「別表第 2（第 8 条の 4 関係）」に改める。

第 2 条 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「750 円」を「550 円」に改め、同項第 2 号中「900 円」を「700 円」に改め、同項第 3 号中「1200 円」を「950 円」に改める。

第 3 条 熊本県企業局員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「550 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「700 円」を「450 円」に改め、同項第 3 号中「950 円」を「650 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程中第 1 条の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 条例第 4 条の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規程による改正後の熊本県企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）第 3 条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

（1）平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

（2）平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

（3）平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

（4）平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

（1）この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分職員（同日において占めていたこの規程による改正前の熊本県企業職員の給与に関する規程第 3 条に規定する別表第 1 に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める割合を次の表の左欄に掲げる支給割合に応じ、同表の右欄に掲げる区分とした場合におけるそれぞれの区分（以下「旧区分」という。）より高い新規程別表第 1 の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。）及び同一区分職員（旧区分と同一の新規程別表第 1 の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 3 号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当の額

支給割合	区分
100 分の 25	1 種
100 分の 23	2 種
100 分の 20	3 種
100 分の 18	4 種
100 分の 16	5 種
100 分の 14	6 種
100 分の 12	7 種

（2）同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分職員（旧区分より低い新規程別表第 1 の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第 4 号において同じ。）同日に当該旧区分より低い新規程別表第 1 の区分欄に掲げる区分に対応する前号の表に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

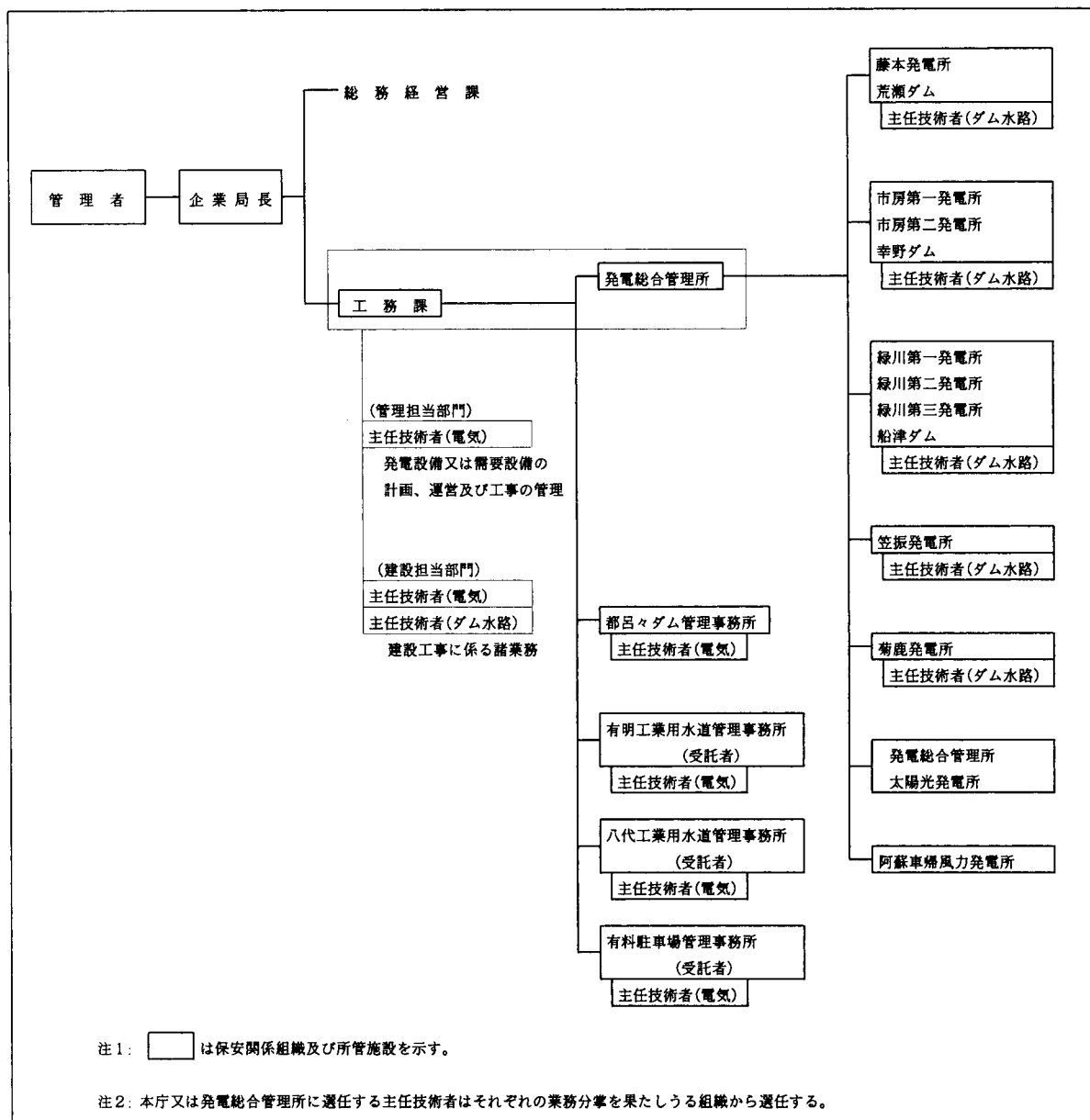
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い新規別表第 1 の区分欄に掲げる区分に対応する第 1 号の表に掲げる支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

熊本県公営企業管理規程第 6 号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
熊本県企業局事業用電気工作物保安規程（昭和 62 年公営企業管理規程第 19 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 を次のように改める。



附 則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 7 号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程（昭和 39 年電気事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」及び「経営課長」を「総務経営課長」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「総務課及び経営課」を「総務経営課」に改め、「吏員」を「職員」に改める。

第 14 条を次のように改める。

（帳簿）

第 14 条 本庁、発電総合管理所及びダム管理事務所にそれぞれ次に掲げる帳簿及びその他の補助簿を備え、所定の事項を記載し取引を整理しなければならない。

企業出納員の帳簿

- （1）有価証券台帳（別記第 7 号様式）
- （2）貯蔵品台帳（別記第 8 号様式）
- （3）貯蔵品出納簿（別記第 8 号様式の 2）
- （4）備品整理簿（別記第 21 号様式）
- （5）準備品整理簿（別記第 21 号様式）
- （6）消耗品出納簿（別記第 9 号様式）
- （7）総勘定元帳（別記第 12 号様式）
- （8）仕訳帳（別記第 12 号様式の 2）
- （9）現金・預金出納簿（別記第 12 号様式の 3）

総務経営課の帳簿

- （1）収入予算整理簿（別記第 13 号様式）
- （2）支出予算整理簿（別記第 14 号様式）
- （3）企業債及び借入金台帳（別記第 15 号様式）
- （4）固定資産台帳（別記第 18 号様式）
- （5）土地台帳（別記第 19 号様式）

発電総合管理所の帳簿

- （1）固定資産明細書（別記第 20 号様式）

ダム管理事務所の帳簿

- （1）小払資金出納簿（別記第 35 号様式）
- （2）固定資産明細書（別記第 20 号様式）

第 36 条第 1 項中「支払い」を「現金又は小切手による支払い」に改め、「徴収しなければならない」を「徴しなければならない」に改める。

第 41 条の次に次の 1 条を加える。

（概算払）

第 41 条の 2 令第 21 条の 6 第 5 号に規定する経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）委託費
- （2）賠償金

第 51 条第 1 項第 1 号中「100,000 円以上」を「10 万円以上」に改め、第 2 号中「20,000 円以上 100,000 未満」を「3 万円以上 10 万円未満」に改め、「20,000 円以上の図書」を「3 万円以上の図書」に改める。

第 91 条の見出し中「徴収」を「徴取」に改める。

第 91 条第 1 項第 3 号中「100,000 円未満」を「10 万円未満」に改め、同条第 2 項第 3 号中「500,000 円」を「100 万円」に改める。

第 94 条第 1 項第 1 号中「500,000 円」を「100 万円」に改め、第 2 号を次のように改める。

- （2）物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

第 95 条第 2 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 98 条第 2 項を削る。

第 106 条第 1 項中「繰越見込調書（別記第 45 号様式）及び繰越明細書（別記第 46 号様式）を作成し、」の次に「3 月 10 日までに」を加える。

第 106 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

別表第 1（第 8 条関係）の電気事業予算科目の収益的収入の表の事業収益 営業収益
企業局 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入配当金の項中「雑口」を「その他」に改め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収益 （何）附帯事業 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の電気事業予算科目の収益的支出の表の事業費 営業費用 （何）
発電所又は発電総合管理所又は一般管理費の項中「雑給」を「賃金」に改め、事業費 営業費用 （何）発電所又は発電総合管理所又は一般管理費 諸費の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費用 企業局又は（何）附帯事業 支払利息の項中

「雑利息」を「その他利息」に改め、事業費 営業外費用 企業局又は（何）附帯事業
雑損失の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費用 （何）附帯事業の項中
「雑給」を「賃金」に改め、事業費 営業外費用 （何）附帯事業 諸費の項中「雑口」
を「その他」に改め、事業費 営業外費用 事業外費用 事業外固定資産管理費の項中
「雑口」を「その他」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の電気事業予算科目の資本的支出の表の資本的支出 建設改良
費（何）建設費 総係費の項中「雑給」を「賃金」に改め、資本的支出 建設改良費
（何）調査費 総係費の項中「雑給」を「賃金」に改め、資本的支出 建設改良費（何）
調査費 総係費 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、資本的支出 投資 企業局の
項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の工業用水道事業予算科目の収益的収入の表の事業収益 営業
収益 工業用水道 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外
収益 工業用水道 受入配当金の項中「雑口」を「その他」に改め、事業収益 営業外収
益 工業用水道 受入利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、事業収益 営業外
収益 工業用水道 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の工業用水道事業予算科目の収益的支出の表の事業費 営業費
用 原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費の項中「雑給」を「賃金」に改
め、事業費 営業費用 原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費 諸費の項
中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費用 工業用水道 支払利息の項中「雑
利息」を「その他利息」に改め、事業費 営業外費用 工業用水道 雑損失の項中「雑口」
を「その他」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の工業用水道事業予算科目の資本的支出の表の資本的支出 建
設改良費 工業用水道建設費 総係費の項中「雑給」を「賃金」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の有料駐車場事業予算科目の収益的収入の表の事業収益 営業
収益 有料駐車場 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外
収益 有料駐車場 受入配当金の項中「雑口」を「その他」に改め、事業収益 営業外収
益 有料駐車場 受入利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、事業収益 営業外
収益 有料駐車場 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の有料駐車場事業予算科目の収益的支出の表の事業費 営業費
用 有料駐車場の項中「雑給」を「賃金」に改め、事業費 営業費用 有料駐車場 諸費
の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費用 有料駐車場 支払利息の項中
「雑利息」を「その他利息」に改め、事業費 営業外費用 有料駐車場 雑損失の項中
「雑口」を「その他」に改める。

別表第 1（第 8 条関係）の有料駐車場事業予算科目の資本的支出の表の資本的支出 建
設改良費 有料駐車場建設費 総係費の項中「雑給」を「賃金」に改め、資本的支出 建
設改良費 有料駐車場調査費 総係費の項中「雑給」を「賃金」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の電気事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業収益 企
業局 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収益 企業局
又は（何）附帯事業 基金収益の項中「雑特定基金収益」を「その他特定基金収益」に改
め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入配当金の項中「雑口」を
「その他」に改め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入利息の項中
「雑利息」を「その他利息」に改め、事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業
雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収益（何）附帯
事業 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の電気事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用（何）発
電所又は発電総合管理所又は一般管理費の項中「

雑給 嘱託手当 賃金
人夫給料
法定厚生費

賃金」に改め、事業費 営業費用（何）発電所又は発電総合管理所又は一般管
理費 諸費 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費用 企業局又は
（何）附帯事業 支払利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、事業費 営業外費
用 企業局又は（何）附帯事業 雑損失の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営
業外費用（何）附帯事業の項中「

雑給 嘱託手当 賃金 賃金
人夫給料
法定厚生費

」に改め、事業費 営業外費用（何）附帯事業 諸費 雑費の項中「雑口」を「その
他」に改め、事業費 営業外費用 事業外費用 事業外固定資産管理費の項中「雑口」を
「その他」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設
仮勘定（何）建設工事口 総係費の項中「

雑給 嘱託手当 賃金
人夫給料
法定厚生費

賃金」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 建設工事口 総係費 雑費の
 項中「雑口」を「その他」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 建設工事口 総係
 費 建設中利子の項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、有形固定資産 建設
 勘定 (何) 建設工事口 前払金の項中「雑口」を「その他」に改め、有形固定資産 建
 設仮勘定 (何) 建設準備口 総係費の項中「

雑給	嘱託手当	賃金
	人夫給料	
	法定厚生費	

賃金」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 建設準備口 総係費 雑費の
 項中「雑口」を「その他」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 建設準備口 総係
 費 建設中利子の項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、投資及び基金 長期投
 資 企業局の項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の電気事業会計勘定科目の流動資産の表の現金預金 預金 企
 業局 普通預金の項中「熊本県信用組合」を「その他金融機関」に改め、現金預金 預金
 企業局 定期預金の項中「熊本県信用組合」を「その他金融機関」に改め、現金預金
 預金 企業局 譲渡性預金の項中「

肥後銀行	肥後銀行
三菱東京	三菱東京
UFJ 銀行熊	UFJ 銀行熊
本支店	本支店
	熊本ファミ
	リー銀行
	その他金融
	機関

項中「雑口」を「その他」に改め、前払金の項中「雑口」を「その他」に改め、前払費用
 の項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の電気事業会計勘定科目の流動負債の表の未払金の項中「雑口」
 を「その他」に改め、未払費用の項中「雑口」を「その他」に改め、預り金 預り保証金
 企業局の項中「

契約保証金	契約保証金
その他	出納取扱契
	約保証金
	その他

中「雑口」を「その他」に改め、その他流動負債 雑流動負債 企業局の項中「雑口」を
 「その他」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業収
 益 工業用水道 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収
 益 工業用水道 基金収益の項中「雑特定基金収益」を「その他特定基金収益」に改め、
 事業収益 営業外収益 工業用水道 受入配当金の項中「雑口」を「その他」に改め、事
 業収益 営業外収益 工業用水道 雑収益の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、
 事業収益 営業外収益 工業用水道 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用
 原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費の項中「

雑給	嘱託手当
	人夫給料
	法定厚生費

賃金」に改め、事業費 営業費用 原水及び浄水費又は配水費又は受
 託工事費又は業務費 諸費 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営業外費
 用 工業用水道 支払利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、事業費 営業外費
 用 工業用水道 雑損失の項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産
 建設仮勘定 (何) 施設建設工事口 総係費の項中「

雑給	嘱託手当	賃金
	人夫給料	
	法定厚生費	

賃金」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 施設建設工事口 総係費
 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 (何) 施設建設
 工事口 総係費 建設中利子の項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、有形固定
 資産 建設仮勘定 (何) 施設建設工事口 前払金の項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 2 (第 8 条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の流動資産の表の短期投資の項
 中「雑口」を「その他」に改め、前払金の項中「雑口」を「その他」に改め、前払費用の
 項中「雑口」を「その他」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の工業用水道事業会計勘定科目の流動負債の表の未払金の項中
 「雑口」を「その他」に改め、未払費用の項中「雑口」を「その他」に改め、預り金 諸
 預り金 工業用水道の項中「雑口」を「その他」に改め、その他流動負債 雑流動負債
 工業用水道の項中「雑口」を「その他」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の有料駐車場事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業収
 益 有料駐車場 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改め、事業収益 営業外収
 益 有料駐車場 基金収益の項中「雑特定基金収益」を「その他特定基金収益」に改め、
 事業収益 営業外収益 有料駐車場 受入配当金の項中「雑口」を「その他」に改め、事
 業収益 営業外収益 有料駐車場 受入利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、
 事業収益 営業外収益 有料駐車場 雑収益の項中「雑口」を「その他雑収益」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の有料駐車場事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用
 有料駐車場の項中「

雑給	人夫給料	賃金	賃金
	法定厚生費		

費 営業費用 有料駐車場 諸費 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、事業費 営
 業費用 有料駐車場の項中「共有設備費分担額(貸方)」を「共有設備費分担額」に改め、
 事業費 営業外費用 有料駐車場 支払利息の項中「雑利息」を「その他利息」に改め、
 事業費 営業外費用 有料駐車場 雑損失の項中「雑口」を「その他」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の有料駐車場事業会計勘定科目の固定資産の表の有形 固定資産

建設仮勘定 有料駐車場 建設工事口 総係費の項中「	雑給	嘱託手当	賃金
		人夫給料	
		法定厚生費	

賃金」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 有料駐車場 建設工事口 総係費
 雑費の項中「雑口」を「その他」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 有料駐車場 建設
 工事口 総係費 建設中利子の項中「資金運用部」を「財政融資資金」に改め、有形固定
 資産 建設仮勘定 有料駐車場 建設工事口 前払金の項中「雑口」を「その他」に改め、
 有形固定資産 建設仮勘定 有料駐車場 建設準備口 総係費の項中「

雑給	嘱託手当	賃金
	人夫給料	
	法定厚生費	

賃金」に改め、有形固定資産 建設仮勘定 有料駐車場 建

費」

設準備口 総係費 雑費の項中「雑口」を「その他」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の有料駐車場事業会計勘定科目の流動資産の表の短期投資の項
 中「雑口」を「その他」に改め、前払金の項中「雑口」を「その他」に改め、前払費用の
 項中「雑口」を「その他」に改める。
 別表第 2 (第 8 条関係) の有料駐車場事業会計勘定科目の流動負債の表の未払金の項中
 「雑口」を「その他」に改め、未払費用の項中「雑口」を「その他」に改め、預り金 諸
 預り金 有料駐車場の項中「雑口」を「その他」に改め、その他流動負債 雑流動負債
 有料駐車場の項中「雑口」を「その他」に改める。

別表第 3 (第 33 条関係) の支出負担行為の整理区分表の区分中「3 雑給」を「3 賃
 金」に、「

14 雑費	14 雑費
会議費	会議費
諸会費	諸会費
委託費	委託費
交際費	交際費
諸手数料	諸手数料
事業団体費	事業団体費
雑口	その他

別記第 24 号様式を次のように改める。

No. _____

領 収 証

年度	納入 者	住所
納入通知書 第 号		氏名 様

金 額																						
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

但し

上記の金額を領収しました。

年 月 日

熊本県企業局金銭（分任）出納員 氏 名 印

(注) 金銭（分任）出納員の印のないものは無効とする。

用紙の大きさは、日本工業規格に定める B 列 6 番とする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

